

座間市公共施設等敷地内禁煙に関する取扱

1 目的

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）（以下「改正法」という）が平成 30 年 7 月 25 日に公布され、学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設や、行政機関の庁舎などにおいては、令和元年 7 月 1 日から敷地内禁煙が義務づけられた。

これに伴い、多数の者が利用する本市公共施設では、この改正法及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部改正を順守するとともに、次のとおり具体的な内容を定め、望まない受動喫煙をなくすことを目的として敷地内禁煙とする。

2 対象施設

市が所有又は管理する施設で、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設とする。

ただし、建物等の一部を市が借用し、市の施設としている場合には、この取扱の対象外とする。

3 敷地内禁煙について

敷地内禁煙とは、施設の建物内及び敷地内を含めた喫煙行為を禁止することをいう。

また、敷地内駐車場における自家用車内における喫煙も禁止とする。

なお、敷地内に喫煙場所を設ける場合は、健康増進法で定めた要件を満たす場所のみ設置することを可能とする（「特定屋外喫煙場所」という）。ただし、特定屋外喫煙場所を設置する場所が無い施設は喫煙場所を設けることはできない。

4 特定屋外喫煙場所について

建物内に煙が流入しないような場所で、利用者（職員等も含む）が通常立ち入らない場所（建物の裏や屋上など）とし、近隣施設や近隣住民に影響がない場所とする。

また、特定屋外喫煙場所は喫煙場所と非喫煙場所を明確に区分（パーテーションや区画線を引く）し、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識（別紙：標識例）を掲示し、喫煙場所が非喫煙者に確実にわかるような措置を講ずること。

5 敷地内禁煙対策実施者について

敷地内禁煙対策実施者は、対象施設の施設管理者又は指定管理者（「施設管理者等」という）とする。

施設管理者等は、喫煙禁止場所において喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙の中止または喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

6 実施時期

この取扱は、令和元年7月1日から施行する。

(別紙：標識例)



喫煙場所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

